

## かがわ里海大学「オーダー講座」実施要項

### 1. 趣旨

地域、市町、民間団体・企業等（以下、「実施希望団体」という。）の里海活動を支援するため、その要望に応じて、実施希望団体に出向き、各種講座を開講する【かがわ里海大学「オーダー講座」】を実施する。

### 2. 対象

県内に所在、または活動拠点を置く、里海づくりに関心を持つ団体を対象とする。ただし、宗教活動及び政治活動を目的とするものは対象外とする。

### 3. 内容

かがわ里海大学の講座をベースに実施希望団体の要望に対応した内容とする。ただし、下記に該当する場合は実施としない。

- (1) 営利を目的とすると認められる場合
- (2) 宗教活動及び政治活動を目的とすると認められる場合
- (3) かがわ里海大学設置の趣旨に沿わないと認められる場合

### 4. 規模

1回あたりの講座受講者は概ね20人とする。

### 5. 開講日時及び場所

実施希望団体とかがわ里海大学協議会事務局との協議により決定する。なお、開講場所は香川県内に限るものとするが、状況に応じて、Web会議での開講も認める。

### 6. 派遣回数

オーダー講座の開講回数は、1団体につき、1年度あたり1回を限度とする。

### 7. 費用負担

原則、講師の派遣に要する費用は、かがわ里海大学が負担する。会場費、材料費、保険料及びその他必要経費は、実施希望団体の負担とする。

### 8. 申込方法

申込は、事前に講座内容、日時、役割分担等を相談のうえ、かがわ里海大学「オーダー講座」開講申込書（様式1）に下記の書類を添えてかがわ里海大学協議会事務局へ提出すること。

- (1) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者（団体）の概要
- (4) 役員名簿

## 9. 決定

かがわ里海大学協議会会長は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、その結果をかがわ里海大学「オーダー講座」開講承諾書（様式2）により、承認できないときはその旨をかがわ里海大学「オーダー講座」開講不承諾通知書（様式3）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。なお、かがわ里海大学協議会会長は、審査を行うために必要があると認めるときは、かがわ里海大学運営委員会の意見を聴くことができる。

## 10. 報告

オーダー講座開講の承諾を受けた者は、受講後、当該受講から2週間以内に次に掲げる事項を記載した報告書をかがわ里海大学協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 講座名
- (2) 開講日時
- (3) 受講人数
- (4) 受講しての感想及び意見

## 11. その他

かがわ里海大学協議会会長は、当該要項に定める「オーダー講座」のほか、かがわの里海づくりの推進に効果があると判断する場合は、必要に応じて、主体的に派遣先を決定したうえで「オーダー講座」を開講することができる。

### 附 則

この要項は、平成30年6月4日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和2年6月4日から施行する。